

公益社団法人全日本病院協会 災害時医療支援活動規則

公益社団法人全日本病院協会 災害時医療支援活動規則を次のように定める。

第1章 目的

(目的)

第1条 当規則は、災害救助法が適用される自然災害発生時または新興感染症等のまん延時における全日本病院協会（以下、「この会」という。）の医療支援活動の体制及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 体制

(災害時医療支援活動を行う病院の指定等)

第2条 この会の都道府県支部（以下、「支部」という。）に、1つ以上の災害時医療支援活動を行う会員病院（以下、「災害時医療支援活動指定病院」略して「指定病院」という。）を置く。

2 指定病院は、救急・防災委員会が、支部の意見を参酌の上選定し、常任理事会が指定するものとする。

3 指定基準は、医療支援活動の実績がある会員病院、及び支部より推薦のあった会員病院とする。

4 支部には、災害時医療支援活動を中核的に行う病院（以下、「災害時医療支援活動幹事指定病院」略して「幹事指定病院」という。）、及び当該病院を支援する病院（以下、「災害時医療支援活動副幹事指定病院」、略して「副幹事指定病院」という。）を置く。但し、北海道支部の指定病院は、地理的状况を勘案し、全て幹事指定病院とする。

5 幹事指定病院、副幹事指定病院（以下、「指定病院」という。）は、支部で調整の上、指定するものとする。

6 指定の有効期限は、指定病院からの辞退の申し出が無い限り、原則として継続するものとする。

7 指定病院辞退の申し出は、救急・防災委員会に申請の上、協議し、常任理事会において承認を得るものとする。

8 指定病院がAMAT（エーマット、以下、「AMAT」という。）を管理・調整し、当該施設内に災害時におけるAMATの活動拠点として使用する場所を確保するものとする。

9 AMATとは、災害時医療支援活動班のことを指し、All Japan Hospital Medical Assistance Teamの略とする。

10 AMATを有する会員病院は、AMAT病院とする。

(AMAT運用体制の確保)

第3条 救急・防災委員会は、支部、関係自治体、日本赤十字社支部、消防、警察、各種医療団体等と連携し、AMATの運用に関する事項を協議するものとする。

2 救急・防災委員会は、通常時にAMAT隊員の登録作業、登録証の更新作業、AMAT隊員養成研修及び技能維持研修の実施、並びにAMAT体制の維持及び発展等に関わる事務を取り扱うものとする。

3 前項のAMAT体制の維持等のため、救急・防災委員会の下にAMAT研修ワーキンググループを設置するものとする。

第3章 運営

(救急・防災委員会委員長の指示・連絡調整・協力要請)

第4条 救急・防災委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、災害救助法の適用が予想される大震災等の自然災害（以下、「対象災害」という。）または新興感染症等が発生したことを認知した場合は会長へ報告し、対象災害または新興感染症等が発生した支部の指定病院に対し対象地域内の会員病院の情報収集、及び医療支援を行うよう指示するとともに、各支部等との連絡調整を行うものとする。

2 前項の各支部等に対する調整において、支部長等との調整が困難な場合は、委員長が原則、支部の指定病院に対し、被災地内の会員病院の情報収集、及び医療支援を行うよう指示、或いは協力要請を行うものとする。

(委員長のAMAT派遣の上申・事後報告)

第5条 委員長は、被災地内の会員病院等において、対象災害または新興感染症等による被害が発生していることが予想される場合は、会長に対し、AMATの派遣の上申を行うことができる。

2 前項により上申を受けた会長は、上申内容を検討の上、AMATの派遣を承認する。但し、急を要する場合は、この限りでない。

(AMATの登録と編成)

第6条 AMATは、救急・防災委員会が作成した別に定める研修を修了した者、及び同等の経験を有する者をAMAT隊員として登録する。

2 AMATの編成は、原則として、医師1名・看護師1名・業務調整員1名を最低単位とする。但し、業務調整員とは、薬剤師、事務職員、メディカルスタッフを含む。

(被災地への移動手段)

第7条 AMATの被災地への移動手段は、原則として、AMAT病院の救急車等とする。

第4章 活動

(AMATの活動範囲等)

第8条 AMATは、災害救助法第2条が適用される以下の施設内において、医療支援を行うものとする。

- (1) 被災医療施設
- (2) 被災現場
- (3) 搬送基地
- (4) 医療救護所
- (5) 避難所
- (6) その他

2 AMATの医療支援は、以下のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する医療処置
- (3) 被災医療施設の支援

(4) 搬送支援

(5) その他

3 その他、AMATの具体的な活動要領は、別に定める。

(活動時の服装)

第9条 災害現場での活動に適し、この会名を表示した統一された服装にて活動するものものとする。

第5章 費用

(費用支給)

第10条 この会は、第4条第2項の規定による派遣要請に基づくAMATの被災地での活動に係る費用を、次条の定める支給基準により、災害時医療支援活動支援金（以下、「支援金」という。）として支給する。

(支給基準)

第11条 支援金の支給対象は、交通費、宿泊費、薬剤費、治療材料費等の実費分とし、上限は別に定めるとする。尚、やむを得ない事情により、支援金の増額が必要な場合は、会長の承認を得るものとする。

2 災害救助法第23条に基づく医療救護班活動を行った場合は、同法第33条により救助に要する費用は、救助の行われた地域の都道府県が支弁し、支援金は支給しないものとする。

3 支援金は、常任理事会の承認を得て、支給するものとする。その他、支給に関する必要な事項は、別途定めるものとする。

第6章 その他

(不測の事態への対応)

第12条 不測の事態に対応するため、当規則の改定が必要な場合は、救急・防災委員会において協議し、常任理事会の承認を得て、改定するものとする。

附 則

この規則は、平成20年10月18日から施行する。

改正・平成24年7月21日 [第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条]

改正・平成25年11月1日 [第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、
第9条、第10条、第11条、第12条]

改正・平成28年1月8日 [第5条]

改正・平成28年8月27日 [第2条、第4条、第5条、第7条]

改訂・平成29年5月20日 [第2条]

改訂・令和4年5月21日 [第1条、第4条、第5条]